

経済産業省

平成16・02・23商第4号

消費生活用製品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

平成16年3月1日

経済産業大臣 中川 昭一

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）及び経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号。以下「省令」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

なお、「消費生活用製品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成15・05・07商第2号）は、廃止する。

第1 申請に対する処分

1 審査基準

- (1) 法第4条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の販売等の承認

法第4条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の販売等の承認の基準は、当該特定製品が、大学、研究所等における実験用その他特定の需要家による特定の等方法での使用のために国内で販売され、一般消費者による使用のために販売されるものではないこととする。

- (2) 法第11条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の製造又は輸入の承認

法第11条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の製造又は輸入の承認については、上記(1)の基準を準用する。

- (3) 省令別表第1の規定による略称又は記号の承認

省令別表第1の規定による略称又は記号の承認に係る基準は、承認の申請に係る略称又は記号が、他の製造事業者、輸入事業者、国内登録検査機関若しくは外国登録検査機関の氏名若しくは名称又は既に同表の規定によりなされた承認に係る略称若しくは記号（通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成12年通商産業省令第195号）による改正前の通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号）別表第1又は第1の2の規定によりなされた承認に係るものを含む。）と同一のものでないこととする。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
法第4条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の販売等の承認	2週間
法第11条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の製造又は輸入の承認	2週間
法第12条第1項の規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録	12週間（ただし、海外における実地調査に係る日数を除く。）
省令別表第1の規定による略称又は記号の承認	2週間

3. その他

法第12条第1項の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録（法第19条の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録の更新を含む。）については、法第18条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分の基準

- 1 法第14条の規定による届出事業者への改善命令
法第14条の規定による届出事業者への改善命令については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- 2 法第15条の規定による特定製品への表示の禁止
法第15条の規定による特定製品への表示の禁止については、同条第1項各号又は第2項のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- 3 法第24条の規定による国内登録検査機関への適合命令
法第24条の規定による国内登録検査機関への適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- 4 法第25条の規定による国内登録検査機関への改善命令（法第92条第1項の申請があった場合に同条第2項の規定により行う場合を含む。）
法第25条の規定による国内登録検査機関への改善命令については、同条に処分の基準が定められているが、法第20条第1項中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の検査料金の支払いがないこと等をいい、同条第2項中「公正に」とは、検査の料金、検査の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。
- 5 法第26条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等
法第26条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第2号中、第20条の規定については、上記4の解釈を準用する。

6 法第30条の規定による外国登録検査機関の登録の取消し

法第30条の規定による外国登録検査機関の登録の取消しについては、同条第1項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第1項第2号中、第20条の規定については、上記4の解釈を準用する。

7 法第31条の規定による危害防止命令

法第31条の規定による危害防止命令については、同条に処分の基準が定められているが、「当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認める」場合とは、例えば、技術基準に適合しない特定製品が販売されること等により、当該特定製品の製造工程の改善を命ずること等ではそのような事故が不特定多数の者について発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。

8 法第82条の規定による緊急命令

法第82条の規定による緊急命令については、同条に処分の基準が定められているが、「消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合」とは、消費生活用製品の欠陥により、一般消費者の生命又は身体について、死亡、後遺障害のような重大な危害を及ぼす事故が発生し、又は、そのような事故が発生する急迫した危険がある場合をいう。また、「当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」とは、そのような事故が不特定多数の者に拡大するのを防止するためには、その製品を新たに特定製品に指定すること等では対応できず、当該製品の回収を命ずること等の緊急な対応が必要であると認められる場合をいう。

9 法第85条第1項の規定による消費生活用製品の提出

法第85条第1項の規定による消費生活用製品の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。